



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） (取扱課室名) ページ

○ 条例

*33 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (財政課)..... 1

公布された条例のあらまし

◇ 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

主な内容は、次のとおりです。

- (1) 旅館業法の一部改正に伴い、営業者が旅館業を譲渡する場合における旅館業の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査に係る手数料の額を定めるとともに、所要の改正を行うこととしました。（別表第3第3項関係）
- (2) 郵便に関する料金の改定に伴い、放置違反金の納付の督促に要した手数料の額を改定することとしました。（別表第3第15項関係）

2 施行期日

(2)の改正規定は令和5年10月1日から、(1)の改正規定は生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行します。

条 例

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月29日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第33号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第3 別表第2に掲げる手数料以外の手数料（第2条関係） 1・2 略 3 環境・衛生関係事務 (1)～(3) 略 (4) 許可関係事務 ア 旅館業法（昭和23年法律第138号。アにおいて「法」という。）の施行に関する事務 (7) 略 (イ) <u>法第3条の2第1項、第3条の3第1項又は第3条の4第1項の規定に基</u>	別表第3 別表第2に掲げる手数料以外の手数料（第2条関係） 1・2 略 3 環境・衛生関係事務 (1)～(3) 略 (4) 許可関係事務 ア 旅館業法（昭和23年法律第138号。アにおいて「法」という。）の施行に関する事務 (7) 略 (イ) 法第3条の2第1項又は第3条の3第1項の規定に基づく旅館業の許可を

<p>づく旅館業の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査 1件につき <u>7,400円</u></p> <p>イ～タ 略</p> <p>(5) 略</p> <p>4～14 略</p> <p>15 防犯・交通関係事務</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 道路交通法（以下この号において「法」という。）の施行に関する事務</p> <p>ア 略</p> <p>イ 法第51条の4第13項の規定に基づく督促 1件につき <u>914円</u></p> <p>ウ～カ 略</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>16～20 略</p>	<p>受けた地位の承継の承認申請に対する審査 1件につき <u>7,400円</u></p> <p>イ～タ 略</p> <p>(5) 略</p> <p>4～14 略</p> <p>15 防犯・交通関係事務</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 道路交通法（以下この号において「法」という。）の施行に関する事務</p> <p>ア 略</p> <p>イ 法第51条の4第13項の規定に基づく督促 1件につき <u>839円</u></p> <p>ウ～カ 略</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>16～20 略</p>
---	---

附 則

この条例中別表第3第15項第2号イの改正規定は令和5年10月1日から、同表第3項第4号ア(イ)の改正規定は生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。